

川越シャトルのバス停留所への デマンド型交通「かわまる」乗降場設置 に係る駐停車禁止の規制除外について

1 協議の目的

- 川越シャトル10系統「下広谷北自治会館前」バス停留所の横に、デマンド型交通かわまるの乗降場設置を可能とするための事前協議を行うものです。
- 道路交通法第44条の規定では、乗合自動車の停留所等の位置から10m以内の道路の部分は、原則として駐停車禁止場所とされていますが、当該駐停車の関係者が合意し、その旨を都道府県公安委員会が公示した場合、地域住民の生活に必要な旅客輸送を行う自動車の駐停車が可能となります。
- デマンド型交通かわまるは、道路運送法上、一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）に該当するため、かわまる車両が路線バスの停留所において停車又は駐車をするためには、道路交通法及び道路交通法施行規則に定める手続きが必要となります。
- 令和2年11月13日付警察庁交通局交通規制課長・交通指導課長通達（令和4年9月14日付改正通達）により、交通規制関係事務等の運用上留意すべき事項（合意の方法・関係者の範囲・合意形成の方法等）が示され、駐停車禁止の規制除外については、協議会等（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定する協議会（本市の場合は川越市公共交通利用促進協議会））に議題として諮ることとされています。

【川越シャトル】



【デマンド型交通かわまる】



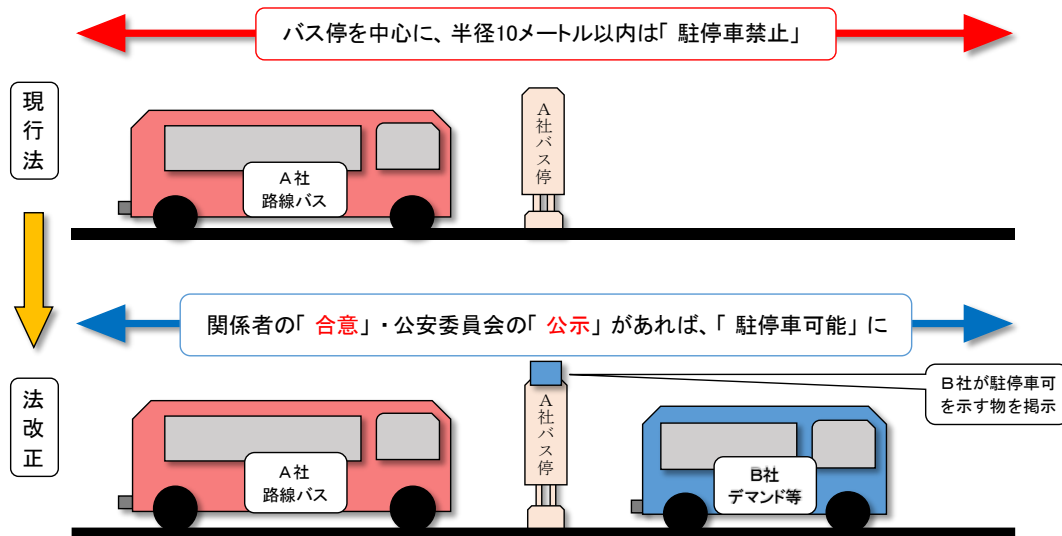
2 道路交通法等の内容

- 道路交通法では、路線バス等の**バス停から10m以内の部分は停車、または駐車が禁止**されており、一般車両はもとより、路線定期運行ではないバスや区域運行であるデマンド型交通かわまる車両も駐停車禁止の規制の対象となっている。
- 道路交通法第44条第2項第2号（駐停車禁止の規制の除外）により、**一定の要件（※）を満たせば、かわまる車両も駐停車可能となる。**

※一定の要件

- ・ 地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、道路または交通の状況により支障がないことについて、**当該駐停車に関係のある者が合意**していること。
- ・ 合意に基づき、都道府県公安委員会が公示したものであること。

【駐停車禁止の規制の除外について】



(埼玉県警察の資料より引用)

【道路交通法（抄）】

(停車及び駐車を禁止する場所)

第44条 車両は、～次に掲げるその他の道路の部分においては、～**停車し、又は駐車してはならない。**

(略)

五 **乗合自動車の停留所**又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示版が設けられている位置から**十メートル以内の部分**

2 前項の規定は、**次に掲げる場合には、適用しない。**
(略)

二 **旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留所において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき～。**

【道路交通法施行規則（抄）】

(停車又は駐車に関係のある者)

第六条の三の三 法第四十四条第二項第二号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 **乗合自動車**、トロリーバス又は路面電車を使用する者
- 二 **公安委員会**
- 三 都道府県知事又は**市町村長** (略)
- 四 **地方運輸局長**
- 五 (略)

3 デマンド型交通かわまる乗降場設置基準（自治会集会所の区分変更）

- 自治会集会所は、かわまる運行開始時から「地域内乗降場」の区分にて設置をしており、交通空白地域ではない鉄道駅800m圏及びバス停留所300m圏にある自治会集会所へは乗降場を設置しておらず、自治会や地域の団体から度々設置要望を受けていた。このため、昨年度の川越市交通政策審議会にて了承をいただき、令和8年1月15日に「乗降場設置基準」を策定。これにより、バス停留所300m圏にある自治会集会所へ乗降場設置が可能となったもの。

【自治会集会所への乗降場設置イメージ】



自治会集会所は地域住民の交流や活動を支援する場であることから、公共的な性格を有していることを考慮し、「地域内乗降場」から「公共施設等」へ区分を変更

区分	概要
商業施設等	総合スーパー、食料品スーパー、郵便局等の日常生活に不可欠な機能を有し、日常的な利用が多い施設
医療施設	病院、診療所、歯科診療所等の医療施設
公共施設等	市民センター、公民館、図書館、文化施設、 自治会集会所 等の市民の利用が多い施設
交通結節点	鉄道駅、主要なバス停留所等の公共交通機関を利用する施設
地域内乗降場	交通空白地域にある地域の公園、運動広場、児童遊園、ごみ集積所、駐車場等の地域住民の利便に寄与する場所

バス停300m圏内にある「自治会集会所」へ乗降場設置要望があった場合

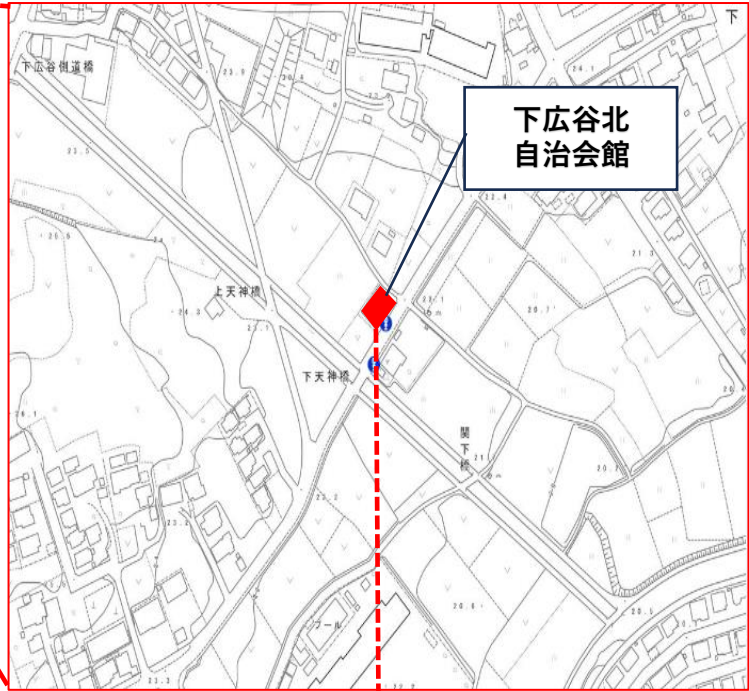
変更前：交通空白地域ではない為設置不可
変更後：公共施設等として設置可

4 下広谷北自治会館へのかわまる乗降場設置について

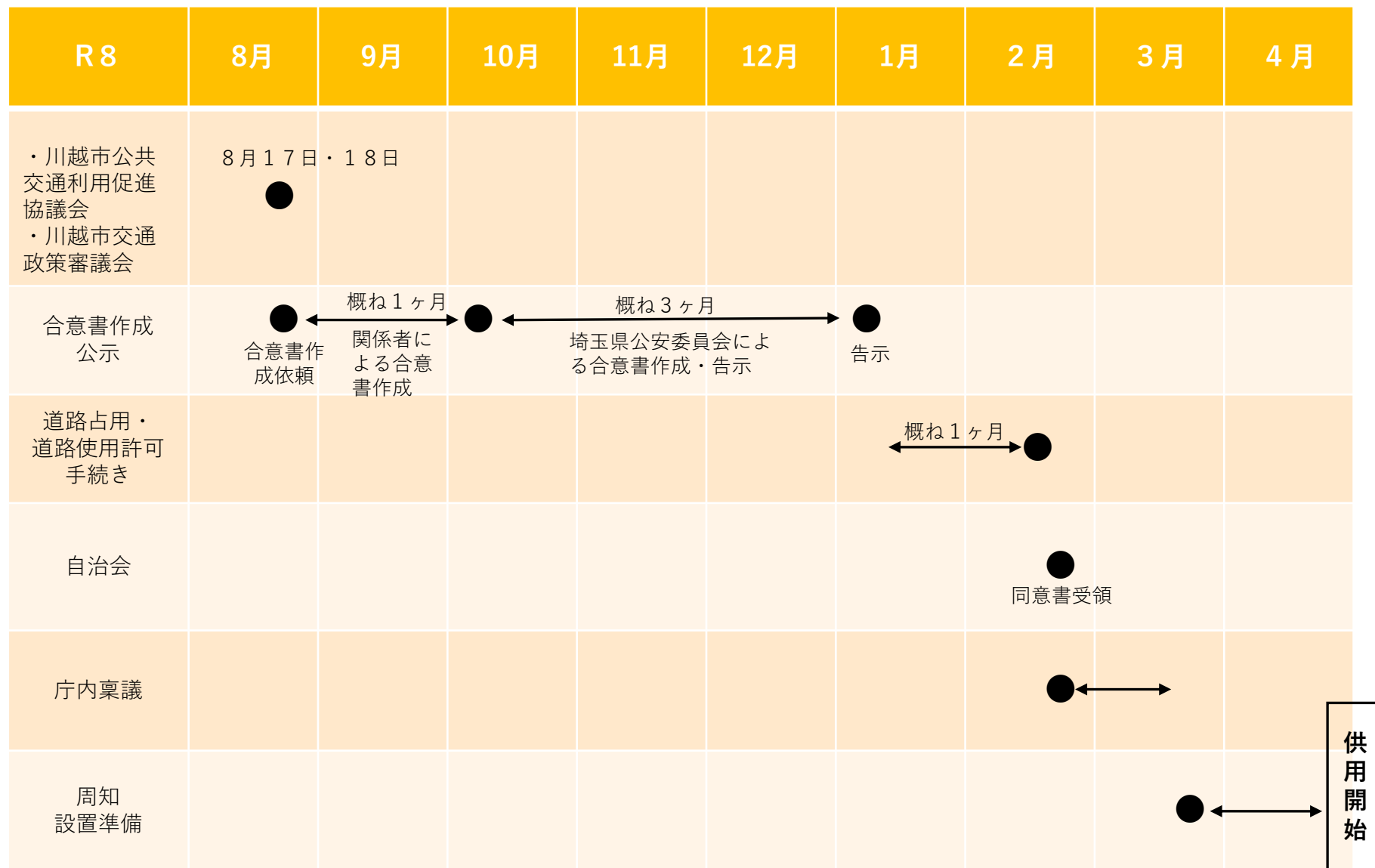
- バス停留所から10m以内にあるかわまる乗降場については、令和3年9月30日に埼玉県公安委員会委員長から告示をいただき、別紙のバス停留所については、道路交通法上の駐停車禁止の規制の除外がされている（34箇所）。
- この度、「デマンド型交通かわまる乗降場設置基準」策定によりバス停300m圏にある自治会集会所へ乗降場設置が可能となったことを受け、下広谷北自治会から、川越シャトル10系統「下広谷北自治会館前」バス停留所横へのかわまる乗降場設置要望を受けたもの。
- 当該バス停付近の現地調査（交差点や横断歩道からの距離、バス停横以外への設置可能場所等）及び自治会との協議を踏まえ、下図の場所へかわまる乗降場設置を行うことについて、本協議会へ議題として諮り、協議をお願いするもの。

※設置場所はバス停留所10m以内であることから、駐停車禁止の規制の除外の措置が必要。





5 乗降場設置までのスケジュール案



※スケジュールは、事業の進捗状況により変更となることがあります。